

長崎県後期高齢者医療広域連合次世代育成支援対策推進法の
特定事業主等を定める規則

平成 28 年 3 月 29 日

規則第 2 号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成 15 年政令第 372 号）
第 2 項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年
法律第 120 号）第 19 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長
又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるもの
とし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を
策定するものとする。

広域連合長	広域連合長が任命する職員
-------	--------------

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。